

## 市民講座「地球市民として」に共感

「地球にいるものはどこかでつながっている」「同じ地球市民として、DVを受けている人に対し自分は何ができるか」—2月26日の市民講座は、CAPNA 研修企画委員の岡崎仁美さんの思いがひしひしと伝わってくる内容でした。外出や友達付き合いを制限または禁止される、携帯の着信履歴チェック、四六時中居所を連絡させる、些細な事で殴られる、蹴られる、時には骨折まで…DVの実態をお聞きしながら、支配と暴力の中で生きることが具体的にどういうことなのか、また、その中で育つ子どもたちはどんな影響を受けるのか、など大変わかりやすく、また誰にでも起こりうる身近なこととして理解する事が出来ました。支援する立場で大切なのは同情したり責めたりするのではなく「対等な人という意識をもって接すること」。そんな言葉がとても印象的でした。

次回は4月22日(木)です

加藤悦子常務理事(日本福祉大学講師)が、「家庭内で生じる虐待死の防止に向けて」をテーマに、高齢者虐待と子ども虐待の問題を話します。

子どもの虐待死事件に比べると報道量は少ないものの、介護疲れなどが原因で高齢者が家族に殺される事件も全国で生じています。子ども虐待との共通点、違いなどを説明しながら、虐待を防ぐ道を一緒に考えていきます。

### ジャスコの黄色いレシートでCAPNAを応援してください

イオン(株)の行う社会貢献活動の一つ「幸せの黄色いレシートキャンペーン」にCAPNAも参加しています。毎月11日の「イオンデー」に発行されるジャスコの黄色いレシートを、各店に設置されたCAPNAの専用投函ボックスにぜひ投函して下さい。皆様のご好意がそのレシート合計額の1%分の商品となってCAPNAに寄付されます。

現在(H16.4月)、CAPNAのボックスは『名西店』『守山店』『豊田店』『南陽店』に設置されています。今後、増える可能性もあります。お見かけの際は、どうぞご協力ください。

### 会員の皆さまへ

いつもCAPNAを支えていただきありがとうございます。よろしければ、ニュースレターをお読みになったご感想、ご意見、ご要望などをお寄せください。今後の参考にさせていただきます。また、このニュースレターの発送には人手が必要です。手伝っていただける方がおられましたら、ぜひご連絡を。(いずれも下記、事務局のTEL,FAXまで)

### ご寄付

次の皆様からご寄付をいただきました。お礼申し上げます。

(2-3月分、順不同、敬称略)

【団体】岡崎東高校職員一同

【個人】岩城正光、矢満田篤二、山田裕子、白石淑江、上野美子、伊藤信子、他匿名4名、および1団体

## CAPNAニュースレター34号 (隔月刊18号)

2004年4月10日発行

発行 特定非営利活動法人 子どもの虐待防止ネットワーク・あいち

編集 CAPNA事務局広報チーム

事務局 〒460-0002名古屋市中区丸の内1-4-404 TEL052(232)2880、FAX052(232)2882

# キャプナ★ニュースレター

4月4日の日曜日、名古屋城の満開の桜を臨む三の丸会館で、CAPNAの未来を語り合う会合がありました。来年の愛知万博(愛・地球博)の地球村への参加、直接支援にかかわるスタッフの養成など、CAPNAの取り組みは広がる一方です。しかし、若手の育成、中心メンバーへの負担集中の緩和など多くの課題も出ています。5年先を見据えて、今やるべきことを考えようという趣旨の会で、活発な意見のやりとりがありました。

会員の皆さまからも、CAPNAの活動について、忌憚のないご意見をぜひ頂戴したいと思います。

今年の総会のご案内を同封しました。昼食をいただきながら、会員相互の交流を図り、CAPNAをより身近に感じていただければと思います。

6月6日(日)午前11時から、名古屋・大須のローズコートホテルで、お会いしましょう。

Vol. 34

# 虐待防止に、NPOの風を

## 岩城理事長が国会で意見陳述

2月27日、国会の衆議院青少年問題特別委員会で、児童虐待防止法の改正に関する集中審議があり、岩城理事長が参考人として出廷。意見を陳述しました。この虐待防止法ができる前の1999年7月にも、初代理事長の故・祖父江文宏さんが、同委員会に出廷し、官民の役割分担と、養護施設の充実を訴えました。それから5年。児童虐待は大きな社会問題として認識されるようになりましたが、社会の取り組みはどの程度進んだのでしょうか。岩城理事長の体験レポートと、陳述要旨をお届けします。

### 緊張で眠れない

今から5年前、児童虐待防止法制定のために祖父江さんが衆議院青少年問題特別委員会に参考人として呼ばれた。CAPNAが国会に呼ばれたこと自体うれしかったし、祖父江さんの意見も立派でCAPNAの一員であることに誇りを感じた。まさかその後、私にもお声がかかるとは思ってもみなかった。祖父江さんのような格調のある意見は述べられないぞ。人前でしゃべるのは得意だけど、今回だけは違っていた。

極度の緊張！ホテルでも眠れなかった。何度も目が覚める。上京直前まで一緒に意見内容を協議してくれた井上薫さん（CAPNA常務理事）の声が耳元聞こえる。「岩城さん、虐待で亡くなった小さい人や今苦しんでいる子どもたちのために発言するんだ」そうだ。ええ格好しに来たのとは違う。小さい人の「声なき声」を代弁するために俺は来た。俺だけじゃない。菱田理さん（CAPNA理事）も心配して随行してくれている。俺には仲間がいる。当たって砕けてやる。腹が決まったのは午前5時だった。

### 西澤さん、すごい！

午前9時30分。30人近い衆議院議員とそれ以上の数の職員・傍聴人が待ち受ける会議室に入る。頭上には永年表彰された議員の肖像画がたくさん掲示されている。どこかで見た女性議員がいる。やたらに若い土井たか子さんの肖像画だった。会議室の議員の顔を見ると、テレビで見覚えのある顔がある。小宮山洋子さんがいる。僕の前には河野太郎さんがいる。お父さんに腎臓を移植したんだよね。おかげでお父さんは

衆議院議長だ。親孝行したねと声をかけたくなる。

チンと鳴った。まるで国会中継だ。一人発言時間15分。僕の前に発言する西澤哲さんの無茶早口なこと。3倍速のしゃべりだ。言葉の機関銃だ。僕には絶対真似できない。逆にわざとゆっくりしゃべってやろう。マイクの前に立つ。持ち時間が来てもチンと鳴らない。あれ？周りを見渡す。委員長も制止しない。よっしゃ、延長してしゃべってしまえ。結局19分間もしゃべった。後日議事録を見たら、西澤さんの15分と僕の19分がほぼ同じくらいの分量になっている。やっぱ、西澤さんはすごい。4人の参考人の意見発表が終わったら、質疑応答。

### 大事なの中身

国会答弁みたいだ。テレビでみる国会中継では厭味辛口だらけなのに、どの議員も丁寧に質問してくる。喧嘩師には気が抜ける。それでも怒りが込み上げてきた質問があった。民主党議員の「児童養護施設は小規模であるべきだ」という筋論だ。祖父江さんがかつて言っていた。「大切なのは里親か、小舎制か、大舎制かの問題ではない。小さい人にとって治療や癒しになる処遇ができるかどうかが大切だ。」矢満田篤二さんも乳児院問題で「子どもの愛着依存関係を施設の中でどのように保障していけるか」を訴えていた。この二人の巨頭が僕に怒りを注ぎ込む。施設処遇の中身こそを問題にしてほしい。大切なのは、児童福祉施設の貧困さにこそスポットをあてるべきだ。この怒りを述べたら、この議員から僕へのご指名はなくなった。質疑が終わった。朝、あんなに食欲がなかったのに、用意された弁当を平らげた。菱田さんは「おもしろかったよ」と一言感想を述べてくれた。

## 虐待防止法の陳述要旨

虐待によって尊い命を奪われた子どもたち、人生を大きく狂わされてしまった不幸な子どもたちの声なき声を、代弁したいと思います。

【虐待は人権侵害】改正案はいずれも、虐待は子どもの人権の侵害であると明記しており、評価できます。中でも民主党案は、一条に「もって児童の人権の擁護に資することを目的とする」と明記され、法律の目的が明らかで、評価できます。ただ「資するもの」という言葉がちよっと弱く、端的に「子どもの人権を擁護することが目的」だと断定していただくとうれしいです。それほど子どもの人権は無視されやすく、子どもの権利条約も浸透していません。

【4つのステージ】子どもの虐待の問題を考えると、四つのステージがあり、それぞれニーズやネットワークが異なります。まず、第一は発見・予防のステージ。児童虐待の早期発見、予防、子育て支援が、重大なテーマです。第二は、危機介入、親子分離というステージ。ここでは、子どもの命を守るために、親への説得、立入調査、警察活用、裁判所の関与というのが問題になります。第三は、治療・ケアのステージです。虐待された子ども、虐待せざるを得ない親自身に対して、それぞれ治療がなされるべきです。第四のステージは、親子の再統合。今回の改正法案は、いずれも親子の再統合について念頭に置いた法案になっていますが、虐待していた親の元に子どもを戻すことができて「めでたし、めでたし」では済みません。そこで新たな家庭内のストレスが生じ、再虐待に結びつき、その結果、施設から親元に戻した子どもが虐待で死亡したという事件が実際に起きております。親元に戻した後も、子どもの権利擁護の視点から家族関係を調整、統合していく関わりこそ大事です。

【協力義務】第一のステージでは、多くの方は、通報義務を強調します。しかし、通報を増やしたから虐待が防止できると考えるのは早計です。大切なのは、虐待が疑われる家庭にかかわる支援者を増やすことです。そこでは、通報後の関係機関の調査活動に協力する義務が明記されるべきです。そうでないと、虐待を発見し通報した。あとは児童相談所の仕事だといって、児童相談所に協力をしない機関が出ています。すべて児童相談所に丸投げです。守秘義務よりも通報義務が優先するのと同じように、守秘義務よりもさらに調査協力義務が優先することを明確にしたいだと思います。防止法第六条にその旨を明記していただくことを望みます。

【ケース検討会議】次に、児童相談所に通報がありながら子供を救えないというケースがあります。児童相談所による放置・ネグレクトです。私は「ケース検討会議」が児童虐待防止法でも明記されるべきだと思います。児童福祉法の改正案の二十五条二では、市町村に協議会を設けるとなっていますが、市町村だけでなく児童相談所こそ、第三者を含めた会議をして、子供の支援をしていくべきだと思います。

【警察の介入】児童相談所の立入調査の役割は極めて重要です。バイオレンスの吹きすさぶ虐待家庭への立ち入りは危険を伴います。そのために警察を活用したいと考えるのはもつともなことですし、警察はそれに積極的にこたえていくべきです。しかし、与党案のような警察主導の立ち入りは問題であると思っています。警察が主導権を持つと、刑罰を念頭に置いた介入になりやすく、福祉的視点がおろそかになることを危惧します。やはり児童相談所が中心になるべきです。児童福祉法の十条の二、三項について、与党案では、裁判所の令状なしに関与できるとなっています。私は、裁判所の令状を要求することによって、要件はもつと軽くていいと思います。長期間にわたり子供の安全が確認できない、そして立入調査しかとる方法がない事態であれば、「子どもの生命、身体に危害が加わる」といった要件がなくとも、裁判所の令状をもとに、児童相談所が警察の援助を得て積極的に介入していくべきだと思います。

【司法福祉の充実】裁判所の関与する部分をもつとつと広げて、究極的には、裁判所の治療命令によって親を治療に結びつける契機をつくるべきです。既にアメリカではそれができております。日本の裁判所は、事件が起きて、それを事後的に解決する役割が司法の役割だというふうと考えています。しかし、それでは司法と国民生活はどんどん遠くなるばかりです。裁判所がもつと国民に身近であるべきだと思います。

【市民団体の役割】現行の児童虐待防止法四条も、行政と民間団体の連携強化がうたわれておりますが、法律の文言は連携とはいふものの、市民団体の役割は具体的にどのようなものが想定されているのか、明らかではありません。その結果、行政の中では、形だけの連携として、実質的には市民団体と何も連携しようとしないう機関が存在します。行政は市民団体にもつと権限を委ねるべきだと思います。例えば電話相談業務、研修、家庭支援、子育て支援、親への治療、ケア、現行法の児童福祉法二十七条一項二号の「指導措置の委託」もできるはずです。ケース検討会議への参加、教育プログラムの活用などは市民団体の方が厚く、費用も安上がりになります。

【第三者をまじえ検証】児童虐待で子供の命が奪われたとき、検証手続がとられているところはわずかです。厚生労働省に死亡ケースを報告させている程度で、第二、第三の悲劇を防ぐためにはどうしたらいいかという視点がありません。やはり、虐待死の事件が起きた場合には、具体的に第三者を交えた検証手続をとって、それを厚生労働省に報告させるようなことが必要だろうと思います。虐待死データの公的な調査、これも大切だと思います。こういった検証手続をとってこそ、虐待死のデータが生きてくるわけです。